

施設認定及び衛生証明書発行の申請に係る営業許可証等の提出書類及び有効期限について

輸出食品に係る施設の認定手続及び衛生証明書の発行手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙の各取扱要綱に基づき取り扱われているところです。

令和3年6月1日、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。以下「改正食品衛生法」という。）が施行され、営業許可制度が見直されるとともに、営業届出制度が創設されたことから、令和3年7月1日付けで各種取扱要綱を改正したところ、以下の取扱要綱で定める施設認定及び衛生証明書発行の申請書に添付する営業許可証等の取扱は別添のとおりとなりますので、手続を行う際に留意してください。

また、令和3年6月1日から食品衛生監視票の様式が変更となりましたが、施設認定及び衛生証明書発行の申請書に食品衛生監視票を添付する場合、令和3年5月31日までに交付された様式であっても、直近のものであれば提出できることとしています（ただし、取扱要綱において別途有効期限を設定しているものを除く。）。

「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」

「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱」

「欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出混合食品の取扱要綱」

「オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱」

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」

「台湾向け輸出貝類の取扱要綱」

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱要綱」

「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」

「ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱」

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」

「ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱について」

「ペルー向け輸出水産食品の取扱要綱」

「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」

「ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱」

「サウジアラビア向け輸出水産食品の取扱要綱」

営業許可証等の提出書類及び有効期限一覧
(令和3年6月1日時点で営業している場合※)

別添

令和3年5月31日時点のお手持ちの書類		旧法に基づく営業許可証	条例等に基づく営業許可証又は届出書の写し	左記のいずれもお持ちでない場合**
新法施行後 (令和3年6月1日以降)	要許可業種	・旧法に基づく営業許可証（有効なものに限る。）	・条例に基づく営業許可証又は届出書の写し（有効期限を定めているものにあつては、有効期限が令和3年6月1日以降のものに限る。） →令和6年5月31日まで提出可能	・食品衛生監視票（直近の監視の際に交付された食品衛生監視票に限る。） →令和6年5月31日まで提出可能
		・新たに取得した新法に基づく営業許可証		
	要届出業種	・旧法に基づく営業許可証（有効期限が令和3年6月1日以降のものに限る。）	・条例に基づく営業許可証又は届出書の写し（有効期限を定めているものにあつては、有効期限が令和3年6月1日以降のものに限る。） →令和3年11月30日まで提出可能	・食品衛生監視票（直近の監視の際に交付された食品衛生監視票に限る。） →令和3年11月30日まで提出可能
		・新法に基づく営業届出を行ったことを示す書類（食品衛生申請等システムのオープンデータに掲載された行番号を申請様式に記載した場合は、不要。）		

※ 令和3年6月1日以降に営業を始めた場合は、新法に基づく営業許可証又は営業届出のみ提出可能

※※取扱要綱によっては、営業許可証等の代わりとして食品衛生監視票の提出を認めていない場合や食品衛生監視票の提出が必須の場合があります。詳細は各取扱要綱をご確認ください。

旧法：令和3年5月31日時点の食品衛生法

新法：令和3年6月1日時点の食品衛生法